



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	在日朝鮮人教育の歴史：戦後日本の外国人政策と公教育〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	マキー, 智子
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	甲第11424号
Issue Date	2014-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/55384
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	MCKEE_Tomoko_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（教育学）

氏名 マキー 智子

学位論文名

在日朝鮮人教育の歴史―戦後日本の外国人政策と公教育―

本研究は、在日朝鮮人教育をめぐる制度・政策の展開過程を、戦後日本の公教育制度との関係に焦点を当てて解明した。従来の在日朝鮮人教育史研究では、朝鮮人学校に通う児童生徒に関心が集中し、朝鮮人学校の存在や朝鮮語や朝鮮史を学ぶことの重要性を強調してきた。そのなかで、朝鮮人学校における教育を統制する文部省の施策は「同化教育」と概括され、微妙な施策の違いや文部省以外の政策主体の動向は看過されてきた。また、私立朝鮮人学校に通わず、公立学校に就学した児童生徒は、「同化教育」に取り込まれた者とみなされてきた。

本研究で目指したのは、日本政府―GHQ、中央政府―地方自治体、冷戦体制下の日・米・南北朝鮮などの関係を複合的に捉え、在日朝鮮人の教育の選択を規定した制度・政策のありようを解明することである。その際に、外国人である在日朝鮮人に対する教育政策が、国民教育を目的とする戦後日本の公教育制度の下で、如何に整合性をとる、あるいは逸脱したのかという点に着目した。そして、1949年から1966年まで公立の朝鮮人学校が運営されたことや、朝鮮人学校が「外国人学校制度」という新たな法制度のもとにおかれようとしたことについて、これらがどのような方針や対応に基づいて起こったのかということを検証した。

第一章では、占領期の在日朝鮮人教育に対する施策を、山口県に焦点を当てて検討した。朝鮮半島に近く、日本（内地）と朝鮮の往来の重要な拠点であった山口県では、文部省に先行して在日朝鮮人教育の統制に乗り出した。占領初期、朝鮮人教育施設の統制を主導したのは地方軍政部である。山口県では、軍政部の指示により1947年の時点で私立朝鮮人教育施設を登録し、これを各種学校とみなして認可を義務付けた。こうした統制の方法は、1948年以後の文部省の施策を先取りしたものであった。

山口県では、次第に自治体自身も朝鮮人教育施設に対して認可を強要し、設置基準を満たさないものを閉鎖するよう文部省へ働きかけたり、GHQに朝鮮人リーダーの強制送還や自治警察へのピストル支給を求めたりするようになった。朝鮮人教育施設を取り締まるための制度の策定と、違反する学校の閉鎖を訴える山口県に対し、文部省は在日朝鮮人の反対運動を警戒し、閉鎖措置に消極的であった。これに対し、GHQのCIEは山口県内の在日本朝鮮人連盟（朝連）傘下の教育施設を調査し、設備の不備だけでなく共産主義や反米の教育などを理由に、朝連学校の閉鎖を勧告した。

従来の研究では、主要な通達に即して文部省の施策を整理し、1949年に文部省が朝鮮人教育施設を一斉閉鎖したことを「民族教育」の弾圧と批判する傾向が強かった。本研究では、山口県に注目したことで、在日朝鮮人の教育活動に対峙した地方の軍政部や自治体による地域の治安維持や朝鮮半島情勢を見据えた対応が、文部省の施策に具体的に反映されていたことが明らかになった。

第二章では、1949年から1966年まで、在日朝鮮人の集住地域を中心に開設された公立朝鮮人学校を検討した。占領期、文部省は在日朝鮮人に就学義務を課し、1949年に全ての私立朝鮮人教育施設を閉鎖した。その後、地方自治体からは、朝鮮人学齢児童生徒を既存の公立学校に受

入れることが困難であるとして、文部省に「分校」設置を許可するよう要請がなされた。これにより、朝鮮人学齢児童生徒の公立学校就学を強制するよう制度を形成した文部省は、暫定的に公立朝鮮人学校の存立を容認せざるをえなくなった。

多くの場合、公立朝鮮人学校では、独自に朝鮮人講師を雇い、正課でも朝鮮語による授業を行った。本研究で注目した神奈川県では、1955年の在日本朝鮮人総連合会（総連）の結成後、総連傘下で発足した在日本朝鮮人教育会が各校にも理事を常駐させ、独自の予算で朝鮮人教員を雇用し、学校運営の主導権を握るようになった。教育会の活動は、朝鮮人父母の寄付に支えられていたが、1957年以降に共和国からの教育援助費が配分されると、「共和国公民を育成する」という総連の教育方針を一層推進した。

日本の公立学校でありながら、共和国の公費が投じられ、朝鮮人教員の主導で共和国公民を育成していることは、公立朝鮮人学校の廃止要因となった。神奈川県では、1961年頃から公立朝鮮人学校を廃止するために、運営主体と教育施設を認可して、一定期間補助金を支給する計画を進めた。

一方、文部省は、日韓条約後に在日朝鮮人教育を抜本的な改革をするとし、朝鮮人教育施設を各種学校として認可することに反対した。これに対し、神奈川県の自治体関係者たちは、文部省の方針に期待できず、文部省が施策を打ち出す直前に、公立朝鮮人学校を廃止して各種学校認可に踏み切ったのであった。

第三章では、1965年に日韓条約が発効するとともに文部省が計画を公にした「外国人学校制度」の構想が浮上する過程を検討した。先行研究が「外国人学校制度」の創設が公表された1966年以後の反対運動に注目してきたことに対し、本研究では、日韓会談（1951～1965年）における在日朝鮮人教育をめぐる協議や、サンフランシスコ講和条約発効以後の文部省や地方自治体の対応、自民党の問題意識と解決策の模索する過程を検討した。

「外国人学校制度」案は、在日外国人教育のための法律を制定するという意味において画期的であり、外国人の教育を法的に保障する可能性を秘めていた。しかし、制度創設の動機や法案骨子の内容を見る限り、「外国人学校制度」案は既存の制度による「保護」を除去し、文部大臣の主観的な判断で在日朝鮮人教育を監視・取り締まることを法的に定めることを目指していたのは明白であった。

日韓会談や自民党政調会外人教育小委員会の協議で繰り返し主張されたのは、「義務教育を受ける権利」が国民固有の権利だということである。このことを前提にして就学義務のない協定永住者に公立学校への就学を認めることで、外国人教育施設への認可や助成といった優遇しない方針を貫いた。そのうえで、既存の教育制度の外に外国人学校を対象とする法制度を創設することの妥当性を主張したのであった。

本研究では、在日朝鮮人の教育が冷戦体制下の日・米・韓・朝の外交関係や日本国内の在日朝鮮人団体の対立の狭間で如何に取り扱われたのかということを解明した。在日朝鮮人教育をめぐる一連の施策は、在日朝鮮人の教育権ではなく、治安維持や外交問題を重視する側面が強い。

時期によって論理は異なるものの、私立朝鮮人教育施設は、ほぼ全ての時期を通じて文部省・地方自治体・CIE・地方軍政部などに監視され、統制の対象であり続けた。また、在日朝鮮人の公立学校への就学も、私立朝鮮人教育施設への統制と対で認められたのであった。在日朝鮮人教育を取り締まるという目的以外に一貫性がない文部省の施策のもと、地方自治体は与えられた裁量に応じて様々な措置をとった。在日朝鮮人は、こうした不安定な状況の下で就学先を選択し、自らの道を切り開いていったのである。